

新潟市立桜が丘小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月策定

1 いじめに対する基本理念と、教職員の姿勢

基本理念 いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

(新潟市いじめ防止等のための基本方針より)

教職員の基本姿勢

本校では、この新潟市の基本方針を受け、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係の児童はいない」という認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

人権同和教育の視点に立ち、いじめの事案に対して学校組織として、毅然と対応し、「いじめ見逃し0県民運動」を推進することを当校の基本理念とした。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下に5つのポイントをあげる。

- ① いじめを生まない、許さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のための手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全・安心を保証するとともに、学校内はもちろん、学校外部の専門家と必要に応じて協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後の解決にあたる。

2 いじめの防止のために

児童一人一人が認められ、互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人一人が分かりやすい授業を日々心がけ、児童が達成感を得て、自己有用感を味わったり、自尊感情を育んだりできるように努める。日頃より、「ほめる」「励ます」ことを基本にし、児童一人一人との人間関係を構築するようにする。

(1) いじめを生まない雰囲気づくり

① あいさつ運動

相手を思いやる心の第一歩は、あたたかなあいさつである。委員会や学年(異学年交流も含む)を単位としたあいさつ運動を、児童のアイディアを生かしながら実施し、心を通わせていく。

② 日常的なあったか言葉・あったか態度の励行、およびはばたき班活動の充実

互いが嬉しくなるような「あったか言葉」を見付け、あたたかい言葉遣いや態度を伸ばすために昼の放送「あったかタイム」で、優しい言葉や学校全体で共有したい場面を子どもの声とともに紹介する。

③ 道徳教育の充実

いじめの問題を題材とした道徳科の授業を実施する。教科書や授業後の振り返りシートなどを活用して、児童と教師・家庭との心の連携を図る。また、日頃より一人一人を大切にする人権感覚を教師も児童ももつようにする。11月を「人権・同和教育強調月間」とする。

(2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 一人一人が活躍できる活動

- ・ はばたきグループ活動による、異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える、学級活動・代表委員会及び委員会活動の充実
- ・ 児童が身に付けた規範意識やスキルを生かす学習や行事など場の工夫

② 人とかかわり方を身に付けるトレーニングの実施

全校朝会や放送などで、まず教師がモデリングする。次に教室で実際にスキルトレーニング等を行い、自分の感じ方や、他人の受け止め方など様々な違いに気付かせ、望ましい言葉や態度について考えさせ、実際にさせてみる。その後の学校生活の中で、定着・強化を図っていく。

③ 人とかかわる・つながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合う楽しさや嬉しさを実感できるような場の設定や、交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科の活動などを中心に、体験活動の推進を図るとともに、身に付けたスキルを生かす場とする。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 「いじめは、どの学校、どの児童にも起こりうる」という基本姿勢にたち、全教職員が児童の様子を見守り、日常的な心のふれあいを積み重ねることにより、児童の小さな変化・サインを見逃さない温かくも鋭い感覚を身に付ける努力をする。1回限りであっても「いじめである」という認識で指導にあたる。
- ② 「学校生活アンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの認知やいじめ見逃し減少につなげる。
- ③ アンケート実施後には、「心の相談タイム」を設定し、特に気になる児童について積極的に働きかけ、問題の早期解決に努める。
- ④ 気になる児童がいる場合には、学年や、情報交換の場を活用して、気付きを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ⑤ タブレットや携帯、ゲーム機などによる誹謗中傷など、ネット上のトラブルを防ぐため、情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめも他のいじめと同じく決して許されるものではないということを指導する。
- ⑥ 児童情報交換会を実施する。毎週1回の実施を原則とし、全教職員で問題傾向を有する児童や配慮が必要な児童について情報交換したり支援の在り方を共通理解したりする。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめを発見したときには、学級担任一人で抱え込むのではなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしてその解決にあたる。
- ② 情報収集・交換を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けている児童の安全・安心を最優先に考え、守り通す。いじめている側の児童には、その背景にあるものには共感しつつも、いじめという行為には毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観の立場にいた児童にも、傍観＝いじめという認識をもつよう指導する。また、大人に相談することは素晴らしい行為であることを認識させる。
- ④ ネット上のいじめが発生したときには、文部科学省ネット上のいじめに関する対応マニュアルに沿い、発見、通報を受けた時点で即座に内容を確認し、関係機関と協力して指導にあたる。
- ⑤ いじめられた児童を癒すため、スクールカウンセラーや養護教諭などと連携を取りながら、指導を行っていく。必要に応じて、学校外の各種団体や専門家と協力する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組を行う。

- ① いじめの問題が起きたときには、いつも以上に家庭との連携を密にし、学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報も集め、指導に生かす。決して学校内だけで解決をしない。外部との連携が必要と判断されたときは、それぞれの役割や専門性を発揮して解決にあたることとする。

- ② ネット上のトラブル防止に向けて、各家庭での携帯電話やインターネット環境の利用のあり方について、保護者の責任のもと、ルールの確認と徹底を図るように啓発する。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

この組織は、いじめの防止、いじめの相談・窓口、いじめが発生した場合の対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる。いじめが発生した場合、迅速に開催する。構成メンバーは、

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生活指導主任 当該学級学年担任
養護教諭、その他事案に関係する教職員

とする。

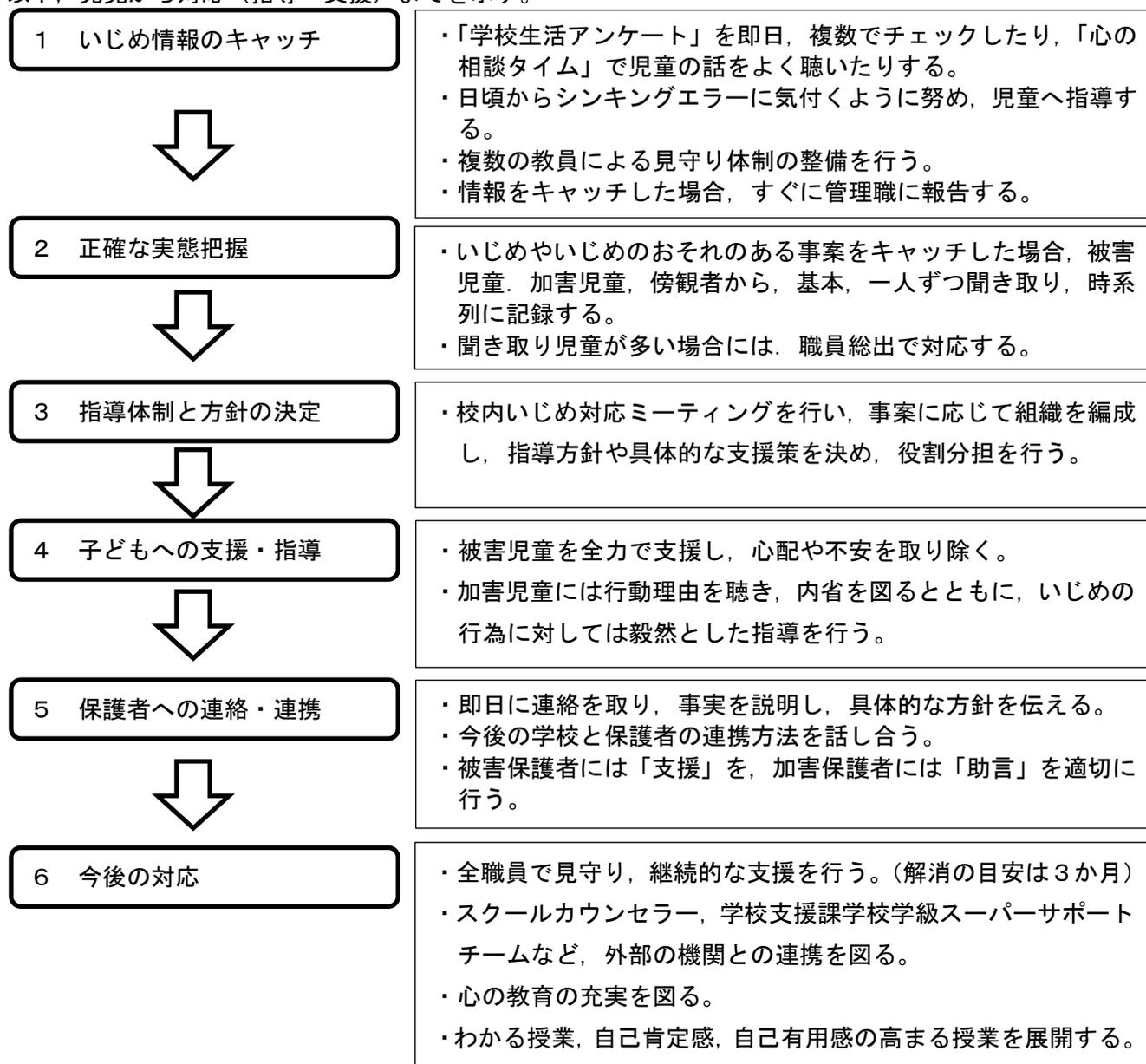
(2) いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。構成メンバーは、

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生活指導主任 当該学級学年担任
養護教諭 主任児童委員 SC や社会福祉士 PTA 代表者

とする。

以下、発見から対応（指導・支援）までを示す。



(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

山潟中学校区いじめ防止連絡協議会での情報交換会に年1回参加し、対策等の共有を図る。